

香美市地域営農支援事業費補助金交付要綱

令和7年4月17日
香美市告示第94号

香美市地域営農支援事業費補助金交付要綱（令和6年香美市告示第99号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、高知県地域営農支援事業費補助金交付要綱及び香美市補助金の交付に関する規則（平成18年香美市規則第48号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、香美市地域営農支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第2条 市は、中山間地域の農業の維持及び活性化を図るため、地域農業の中核を担う組織の育成及び地域農業を面的に支える仕組みづくりを目的に、集落営農組織、集落営農法人、中山間農業複合経営拠点、農業協同組合（以下「事業実施主体」という。）が行う集落営農組織の育成等に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の事業区分、事業実施主体、補助対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。また、ハード事業の実施にあたって、事業実施基準を別表第2、規模決定根拠の算定基準を別表第3にそれぞれ定めるものとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 事業実施主体は、補助金の交付を申請しようとするときは、様式第1号による実施計画の承認及び補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、処分制限期間の間、保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び香美市財務規則（平成18年香美市規則第47号）等の規定に準じた方法によって、契約を締結しなければならないこと。
- (3) 入札等の適正かつ厳正な実施のために、事業実施主体の役員等（法人格を有する場合の業務執行役員又は法人格を有さない場合の構成員）が、役員又は従業員として在籍する事業者を入札等に参加させてはならないこと。なお、やむを得ず参加させる場合は、入札等の情報管理を徹底する旨を確認すること。
- (4) 補助事業によって取得する機械等は、事業実施主体が策定する管理等に関する規程や登記簿等において事業実施主体の所有であることが明確となること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に市長の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により市長の承認を受けて財産の処分をしたことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付しなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る市の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 事業実施主体が県税及び香美市税の納税義務者である場合は、県税及び県に対する税外未収金債務並びに香美市税及び香美市に対する税外未収金債務の滞納がないこととする。
- (11) 事業実施主体は、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入に努めなければならないこと。

（補助事業の着手）

第6条 事業実施主体は、補助事業に着手する場合は、原則として、次条の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、様式第2号による指令前着手届を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、第4条第1項の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、事業実施主体に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第8条 市長は、事業実施主体が、補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、第5条に規定する補助の条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該事業実施主体に返還させることができる。

（変更申請等）

第9条 事業実施主体は補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかの事項の変更をしようとするときは、様式第3号による変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業区分（別表第1に掲げるソフト事業を除く。）ごとの事業実施箇所を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を追加して実施しようとするとき。
- (3) 補助金額の総額又は事業区分ごとにおける補助金額について増額、又は20パーセントを超えて減額しようとするとき。
- (4) 事業完了予定年月日を延期しようとするとき。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。なお、天災その他の災害により事業を中止又は廃止する場合は、事業実施主体は、現地調査を行い別記様式第4号による被災状況報告書を作成し、市長に提出するものとする。

(遂行状況報告)

第10条 事業実施主体は、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において実績報告を提出していない場合は、様式第5号による遂行状況報告書を当該年度の1月20日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業実施主体は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、様式第6号による実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第7号により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(概算払)

第12条 事業実施主体は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、様式第8号による請求書を市長に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第13条 事業実施主体は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、速やかに様式第9号による繰越承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めるときは、繰越承認通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。

3 事業実施主体は、第1項の規定により市長の承認を受けた場合は、様式第10号による年度終了実績報告書を当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第14条 事業実施主体は、補助事業により財産を取得する場合、補助事業が完了するまでに様式第11号の確認書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、補助事業によって取得した機械等の管理状況を明確にするため、様式第12号による財産管理台帳を作成し、その写しを市長に提出するとともに、処分制限期間まで管理しなければならない。また、本事業によって取得した機械等には、事業実施年度、事業名称及び事業実施主体名を明らかにする標示を設置又は付置するものとする。

3 事業実施主体は、災害等に備え、損害保険等へ加入するものとする。また、事業実施主体が本事業で取得した機械等の移転若しくは更新、又は主要機能の変更を伴う増築、改築等の模様替えをしようとするときは、その必要性を検討のうえ、遅くともその1月前までに様式第13号を市長に提出し、その指示に従わなければならない。

4 事業実施主体は、本事業で取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、「補助金に係る財産処分承認基準(平成20年1月28日付け20高財政第210号副知事通知)」によるものとする。なお、集落営農組織の法人化に伴い、法人化後の組織へ無償譲渡、無償貸付及び有償譲渡する場合(この場合は、承認基準に基づく承認申請書に集落営農組織の構成員が新設法人の主たる組合員、社員又は株主であることを確認することができる発起人名簿又は定款素案及び新設法人への財産処分(承継)を確認

することができる総会資料等を添付すること。)にあつては、承認基準第3の規定にかかわらず、市への納付を要しないものとし、処分制限期間の残期間内は、補助条件を承継するものとする。

(事業成果の報告)

第15条 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間、事業成果等についてフォローアップを行わなければならない。その際、成果目標の達成状況を毎年度調査し、調査実施年度の翌年度の4月末日までに様式第14号により市長に報告しなければならない。なお、報告期日前あるいは調査実施年度以降においても、必要に応じ、市長はその事業成果等の報告を求める場合がある。

(グリーン購入)

第16条 事業実施主体は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業に関して、香美市情報公開条例(平成18年香美市条例第13号)に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月17日から施行する。
(香美市地域営農支援事業実施要領の廃止)
- 2 香美市地域営農支援事業実施要領(令和5年香美市告示第100号)は、廃止する。
(失効)
- 3 この告示は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の規定に基づき交付された補助金については、第5条、第8条及び第11条第3項及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則(令和8年3月26日香美市告示第70号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第9条関係）

1 ハード事業

事業区分	事業実施主体 (注) 2	補助対象経費	補助率	補助金上限額 (注) 3	補助金 下限額
【新設組織支援】 新設組織が必要とする農業用機械、農業用施設等を整備する事業	・集落営農組織（設立3年以内）	農業用機械購入費及び農産加工用機械購入費等（トラクター、田植機、防除用ドローン、加工品製造機及び包装機等） 農業用施設請負工事費、農産加工施設請負工事費及び附帯設備費（農機具格納庫及び選別調整施設等）	3/5以内	12,000千円	180千円
【新設法人支援】 新設法人が必要とする農業用機械、農業用施設等を整備する事業	・集落営農法人（設立5年以内） ・地域農業法人（設立5年以内）		2/3以内	(10ha以下) 13,333千円 (10ha超) 26,666千円	200千円
【規模拡大支援】 規模拡大するために必要となる農業用機械、農業用施設等を整備する事業	・集落営農組織		1/2以内	9,999千円	200千円
	・集落営農法人 ・地域農業法人 ・農業サービス事業者（法人）		3/5以内	(15ha以下) 18,000千円 (15ha超) 36,000千円	180千円
	【組織間の連携】 ・集落営農法人 ・地域農業法人 ・農業サービス事業者（法人）		2/3以内	(30ha以下) 40,000千円 (30ha超) 66,666千円	200千円
【経営維持支援】 経営を維持・拡大するために必要となる農業用機械、農業用施設等を整備する事業	・集落営農組織		3/10以内	6,000千円	90千円
	・集落営農法人 ・地域農業法人			(15ha以下) 9,000千円 (15ha超) 18,000千円	
	【組織間の連携】 ・集落営農法人 ・地域農業法人			(30ha超) 30,000千円	

- (注) 1 補助金額については、事業区分ごとの補助対象経費に補助率を乗じ、1千円未満を切り捨てた金額とする。補助率が定額の場合は、補助対象経費の1千円未満を切り捨てた金額とする。
- 2 事業実施主体ごとの事業案件は別紙のとおりとする。
- 3 事業実施主体ごとの令和6年度から令和8年度までの補助金の合計金額が、補助金上限額を超えないものとする。

2 ソフト事業

事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助金上限額 (注) 6	補助金 下限額
【ステップアップ推進】 集落営農の推進や組織の 経営発展のために先進地研 修及び講演会等を実施する 事業	・集落営農法人 ・地域農業法人	講師等への謝金、バス等の借上 げ料、研修先に対する負担金及 びその他必要があると認められ る経費	定額	500千円/年	—
【デジタル化支援】 栽培管理や経営管理の効 率化を図るためにデジタル 技術を活用する事業	・集落営農法人 ・地域農業法人	経営管理システム、水田セン サー等購入費及び研修費用等	1/2以内	250千円/年	—
	【組織間の連携】 ・集落営農法人 ・地域農業法人 ・農業サービス事業体 (法人)		定額	500千円/年	—
【高収益作物導入支援】 園芸品目などの高収益作 物を導入する事業	・集落営農組織 ・集落営農法人 ・地域農業法人	種苗費、諸材料費等	定額	50千円/10a	100千円 (注) 2
【経営管理支援】 経営力を強化するために 部門別会計などの管理会計 を実施する事業	・集落営農組織 ・集落営農法人 ・地域農業法人	専門家への委託料等	1/2以内	1,000千円/年 (注) 3	—
【担い手育成支援】 オペレーターや兼業就農 者を育成するために研修生 の受け入れを実施する事業	・集落営農法人 ・地域農業法人 ・農業サービス事業体 (法人)	種苗費、諸材料費等の研修費用 及び研修生の受入謝金	定額	150千円/研修コース (注) 4	—
【雇用確保支援】 国事業（農の雇用事業、 雇用就農資金、集落営農活 性化プロジェクト促進事 業）を活用する事業	・集落営農法人 ・地域営農法人 ・農業サービス事業体 (法人)	国事業の要綱及び要領等で規定 する経費	国の助成金を 除いた額の 3/3以内	300千円 /12ヶ月/人 (注) 5	—

- (注) 1 補助金額については、事業区分ごとの補助対象経費に補助率を乗じ、1千円未満を切り捨てた金額とする。補助率が定額の場合は、補助対象経費の1千円未満を切り捨てた金額とする。
- 2 事業区分「高収益作物導入支援」の対象とする面積の上限は、全経営面積のうち高収益作物の増加面積とし、下限面積を20アールとする。
- 3 事業区分「経営管理支援」の補助対象期間は最長3年間とする。
- 4 事業区分「担い手育成支援」について、コースごとの研修回数は3回以上（3作業以上）とし、研修費用の補助金上限額は全研修の合計額で100千円以内とする。また、研修生受入謝金については、1回の研修につき5千円以内とする。
- 5 事業区分「雇用確保支援」の補助対象期間は最長2年間とする。また活用する国事業のうち集落営農活性化プロジェクト促進事業については、国事業の要綱に規定する「中核となる若者等の雇用」を対象とする。
- 6 令和6年度から令和8年度までのソフト事業全体の補助金上限額を4,500千円とする。

別紙 事業実施主体ごとの事業要件

(1) 集落営農組織

事業区分	事業要件
各区分共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55 年法律第65 号。以下「基盤強化法」という。）第19 条第1 項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3 項に規定する目標地図をいう。以下同じ。）に事業申請時における事業実施主体の経営面積全てが位置付けられている又は事業実施年度末までに位置付けられることが確実であること。 ・ 組織に関する定款又は規約があり、総会、収支（会計）の計画及び事業計画等に基づき集落営農活動（一つ又は複数の集落を一つの単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化又は統一化に関する合意のもとに実施される営農活動）を行う組織であること。 ・ 原則として、集落（複数の集落で活動する組織の場合は、主な活動エリアとなる集落）を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していること（集落内のおおむね過半の農家が参加している場合はこれを含むものとする）。 次のいずれかに該当する場合には、おおむね過半の参加を下回っていても事業実施主体とします。 （ア）設立から5 年を経過していない組織である場合 （イ）関連する地域計画の対象地区内に他の集落営農組織がない場合 ・ 構成員及び役員は、常時従事者（農業に年間150 日以上従事する者）が3 人以上いること。 ・ 各地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会において、「集落営農組織等整理シート」を作成すること。 ・ 特定農作業受託を行っていること又は事業実施年度から特定農作業受託を行うこと。ただし、設立3 年以内の集落営農組織については、第5 の目標年度までに特定農作業受託を行うことが確実であれば、事業実施主体として認めるものとする。
新設組織支援区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施年度末において組織設立から3 年を経過しない集落営農組織であること。また、第5 の目標年度までに特定農作業受託を行うことが確実であること。
規模拡大支援区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標年度までに、1 ヘクタール以上の経営面積を拡大すること。
経営維持支援区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営面積を維持又は拡大する計画であること（経営面積がなく作業受託等を行う場合は対象としない）。

(2) 集落営農法人

事業区分	事業要件
各区分共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人格を有していること。 ・ 地域計画に認定農業者として位置付けられている又は目標年度までに位置付けられることが確実であること。 ・ 組織に関する定款又は規約があり、総会、収支（会計）の計画及び事業計画等に基づき集落営農活動（一つ又は複数の集落を一つの単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化又は統一化に関する合意のもとに実施される営農活動）を行う組織であること。 ・ 原則として、集落（複数の集落で活動する組織の場合は、主な活動エリアとなる集落）を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していること（集落内のおおむね過半の農家が参加している場合はこれを含むものとする）。 次のいずれかに該当する場合には、おおむね過半の参加を下回っていても事業実施主体とします。 （ア）設立から5年を経過していない組織である場合 （イ）関連する地域計画の対象地区内に他の集落営農組織がない場合 ・ 構成員及び役員は、常時従事者（農業に年間150日以上従事する者）が3人以上いること。 ・ 各地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会において、「集落営農組織等整理シート」を作成すること。 ・ 利用権設定等による経営面積を有していること。
新設法人支援区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施年度末において法人設立から5年を経過しない集落営農組織であること。
規模拡大支援区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標年度までに、3ヘクタール以上（中間農業地域にあつては2ヘクタール、山間農業地域にあつては1ヘクタール以上）の経営面積を拡大すること。
経営維持支援区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営面積を維持又は拡大する計画であること（経営面積がなく作業受託等を行う場合は対象としない）。
規模拡大支援及び経営維持支援のうち組織間の連携の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域計画又は地域農業戦略に基づき、複数の組織及び個人で農業用機械及び農業用施設等の共同利用等を行うものとする。 なお、地域農業戦略とは、複数集落を活動範囲として、集落営農法人、地域農業法人又は農業サービス事業体を含む複数の組織及び個人が連携して取り組む地域農業のビジョン・行動計画・各組織の役割等をまとめたもので、策定にあたっては、市町村、農業協同組合、農業振興センター及び関係組織などによる協議の場を設け、地域計画及び当該地域における策定済の計画等との整合に留意して取り組むものとする。

(3) 地域農業法人

事業区分	事業要件
各区分共通	<ul style="list-style-type: none">・ 法人格を有していること（3親等以内の者のみで構成する法人は対象とならないものとする）。・ 地域計画に認定農業者として位置付けられている又は目標年度までに位置付けられることが確実であること。・ 地域計画の策定及び実行のための地域における話し合いにより位置付けられ、地域内の担い手（個人）が引き受けきれない農地の受け皿となり、農地を利用した農業経営及び新規就農者を育成する取り組みを行うこと。・ 農業の常時従事者（農業に年間150日以上従事する者）が3人以上いること。ただし、構成員に市町村又は農業協同組合が含まれ、かつ、役員に市町村又は農業協同組合に在籍する者がいる場合は、この限りでない。・ 利用権設定等による経営面積を有していること。
新設法人支援区分	<ul style="list-style-type: none">・ 事業実施年度末において組織設立から5年を経過しない法人であること。
規模拡大支援区分	<ul style="list-style-type: none">・ 目標年度までに、3ヘクタール以上（中間農業地域にあつては2ヘクタール、山間農業地域にあつては1ヘクタール以上）の経営面積を拡大すること。
経営維持支援区分	<ul style="list-style-type: none">・ 経営面積を維持又は拡大する計画であること（経営面積がなく作業受託等を行う場合は対象としない）。
規模拡大支援及び経営維持支援のうち組織間の連携の場合	<ul style="list-style-type: none">・ 地域計画又は地域農業戦略に基づき、複数の組織及び個人で農業用機械及び農業用施設等の共同利用等を行うものとする。 なお、地域農業戦略とは、複数集落を活動範囲として、集落営農法人、地域農業法人又は農業サービス事業体を含む複数の組織及び個人が連携して取り組む地域農業のビジョン・行動計画・各組織の役割等をまとめたもので、策定にあたっては、市町村、農業協同組合、農業振興センター及び関係組織などによる協議の場を設け、地域計画及び当該地域における策定済の計画等との整合に留意して取り組むものとする。

(4) 農業サービス事業体

事業区分	事業要件
各区分共通	<ul style="list-style-type: none">・ 法人格を有していること（3親等以内の者のみで構成する法人は対象とならないものとする）。・ 地域計画に位置付けられている又は事業実施年度末までに位置付けられることが確実であること。・ 複数の集落において、農作業の受委託又は農業用機械の共同利用等を複数の組織で連携して取り組む計画があり、その計画において中核を担う組織になること。・ 農業の常時従事者（農業に年間150日以上従事する者）が3人以上いること。ただし、構成員に市町村又は農業協同組合が含まれ、かつ、役員に市町村又は農業協同組合に在籍する者がいる場合は、この限りでない。
規模拡大支援区分	<ul style="list-style-type: none">・ 目標年度までに、事業にかかる受益地が3ヘクタール以上（中間農業地域にあつては2ヘクタール、山間農業地域にあつては1ヘクタール以上）拡大すること。
規模拡大支援のうち組織間の連携の場合	<p>地域計画又は地域農業戦略に基づき、複数の組織及び個人で農業用機械及び農業用施設等の共同利用等を行うものとする。</p> <p>なお、地域農業戦略とは、複数集落を活動範囲として、集落営農法人、地域農業法人又は農業サービス事業体を含む複数の組織及び個人が連携して取り組む地域農業のビジョン・行動計画・各組織の役割等をまとめたもので、策定にあたっては、市町村、農業協同組合、農業振興センター及び関係組織などによる協議の場を設け、地域計画及び当該地域における策定済の計画等との整合に留意して取り組むものとする。</p>

別表第2（第3条関係）

事業実施基準

1. 事業の実施基準

- (1) 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業をこの事業に切り替えて補助の対象とすることは認めないものとする。
- (2) 県の他の補助事業として採択された事業又は該当すると判断されるものについては、この事業においては採択しない。

なお、集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知）及び集落営農連携促進等事業実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第3212号農林水産事務次官依命通知）に該当する事業については、不採択になった場合又は当該事業を実施できない正当な理由がある場合に限り、この事業において受け付けることができるものとする。

- (3) 整備する機械等の規模決定にあたっては、成果目標の目標年度における機械等の利用計画及び既存の施設等の利用状況を根拠とした客観的な資料により確認するものとする。ただし、別表第3の規模決定根拠の算定基準を満たす計画の場合は、この限りではない。

機械等の整備にあたって、受益面積には組織等が既に所有する機械等の受益地は含まないものとする。ただし、ハード事業のうち経営維持支援を活用する場合を除く。

2. 事業の採択基準

- (1) 事業の実施にあたっては、集落営農等の活性化に関する成果目標を3項目以上設定するものとする（事業実施主体が市町村であり、ソフト事業のうちステップアップ推進を活用する場合を除く）。
- (2) 成果目標の目標年度は、事業実施年度から起算して3年度目とする。
- (3) 事業の採択は、設定した目標の合計点数の高いものから順に採択する（ただし、ソフト事業（ステップアップ推進）は優先的に採択する）。なお、目標の合計点数が同じ点数であった場合は、事業区分の順で採択することとし、ソフト事業（ステップアップ推進を除く）、ハード事業のうち特別承認支援、法人設立支援、規模拡大支援（組織間連携）、組織設立支援、規模拡大支援（組織間連携を除く）、経営維持支援の順で採択する。

3. 補助対象とならない経費

事業区分	補助対象外経費
ハード事業	ア 機械等の維持管理に要する経費（修繕費、電気代、水道代等） イ 機械等の解体処分費及び撤去処分費 ウ 機械等の設計費、監理費及び許認可にかかる申請費 エ 用地の買収、貸借等に要する費用及び補償費 オ 機械等の法定耐用年数がおおむね5年以上でないもの カ 既存の機械等の機能が強化されない単純更新 キ 施設等の改築等において、その改築等によって機能が強化されないもの（老朽化した既存施設をそのまま改修する場合等） ク 個人の使用若しくは汎用性が高く目的外使用のおそれのある機械等（組織の農業経営において真に必要であり、他目的に使用されることがなく、導入後の適正利用が確認できる場合を除く） ケ アからクまでのほか、補助することが適当であると認められない経費
ソフト事業	職員の旅費、人件費、コピー代等の経常的な経費

別表第3（第3条関係）

規模決定根拠の算定基準

機械名	規格等	1日当たり 処理目安	受益面積
トラクター	馬力 40PS 以下	60～110a/日	11 ha
	〃 50PS 以下	75～115a/日	13 ha
	〃 60PS 以下	100～170a/日	18 ha
ハロー	作業幅 3.2m 以下	150～200a/日	11 ha
	〃 3.9m 以下	180～320a/日	13 ha
	〃 4.2m 以下	200～380a/日	15 ha
田植機	植付条数 5条	50～110a/日	8 ha
	〃 6条	75～170a/日	12 ha
コンバイン	刈取条数 3条	90～110a/日	9 ha
	〃 4条	95～115a/日	13 ha
	〃 5条	145～165a/日	18 ha
畦塗機	作業速度 0.2～0.8km/h	290～380a/日	12 ha
	〃 0.4～1.0km/h	320～420a/日	18 ha
ドローン	防除用	430～490a/日	20 ha
米穀乾燥機	石数 30石	35～40a/日	4.5 ha
	〃 40石	45～55a/日	6 ha
	〃 50石	60～70a/日	7.5 ha
糶摺機	処理能力 1,920kg/h 以下	95～150a/日	14 ha
	〃 2,100kg/h 以下	110～165a/日	20 ha
色彩選別機	処理能力 2,000kg/h 以下	80～115a/日	15 ha

※新たに整備する機械等が上記の基準を満たす場合は規模決定根拠を不要とします。

別表第4（第5条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えること目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

年 月 日

香美市長 様

事業実施主体名
住 所
氏 名

年度 香美市地域営農支援事業実施計画の承認及び補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、香美市地域営農支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、実施計画の承認及び補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
 - 2 経費の配分及び事業計画の概要
 - ・別紙1（経費の配分及び事業計画の概要）
 - 3 収支予算書
 - ・別紙2（収支予算書）
 - 4 事業完了予定年月日
 - 5 事業実施計画書
 - ・別紙3（実施主体別計画書）
 - ・別紙3-1（実施計画書（ハード事業）農業用機械）
 - ・別紙3-2（実施計画書（ハード事業）農業用施設）
 - ・別紙3-3（実施計画書（ソフト事業）【ステップアップ推進】）
 - ・別紙3-4（実施計画書（ソフト事業）【デジタル化支援】）
 - ・別紙3-5（実施計画書（ソフト事業）【高収益作物導入支援】）
 - ・別紙3-6（実施計画書（ソフト事業）【経営管理支援】）
 - ・別紙3-7（実施計画書（ソフト事業）【担い手育成支援】）
 - ・別紙3-8（実施計画書（ソフト事業）【雇用確保支援】）
- ※別紙3-1から3-8は該当する事業について作成し添付してください。
- 6 添付書類
 - ・事業費積算書又は見積書及び関係図面等の写し
 - ・別紙4（誓約書兼同意書）
 - ・別紙5（成果目標）
 - ・別紙6（地域農業法人に係る確認書）（事業実施主体が地域農業法人の場合）
 - ・その他市長が必要と認める書類

経費の配分及び事業計画の概要

(注) 1

事業実施主体名	事業内容			事業期間		経費の配分					備考
	事業区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	総事業費	補助対象経費	市補助金 (A)	県補助金以外の財源		
									自己資金 (B)	その他 (C)	
											[補助率] [消費税]
計						() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	

(注) 1 実績報告の場合は、「経費の配分及び事業計画の概要」を「経費の配分及び事業実績の概要」、年度終了実績報告の場合は、「経費の配分及び年度内実績の概要」と記載してください。

(注) 2 ソフト事業の場合の「施行箇所又は設置場所」欄は、研修先、開催場所等（住所）を記載してください。

(注) 3 変更申請等で記載内容が変わる場合は、二段書きにすることとし、上段に変更前の内容を（ ）書き、下段に変更後の内容を記載してください。

(注) 4 「備考」欄は、

①事業区分ごとの補助率を記載してください。

②消費税仕入控除税額等について、これを減額した場合は減額した金額を、同税額がない場合は「該当なし」とし、同税額が明らかでない場合は「税額含」とそれぞれ記載してください

収支予算書

(注) 1

(1) 収入の部

	本年度予算	変更後 本年度予算	本年度決算額	比較増減		備考
				増	減	
市補助金						
自己資金						
計						

(2) 支出の部

	本年度予算	変更後 本年度予算	本年度決算額	比較増減		備考
				増	減	
補助金						
計						

(注) 1 実績報告の場合は、「収支予算書」を「収支決算書」、年度終了実績報告の場合は、「年度内収支決算書」と記載して下さい。

(注) 2 「変更後本年度予算額」欄は、変更申請の場合のみ記載して下さい。

(注) 3 変更申請した場合の実績報告は、変更交付決定後の予算額を「本年度予算額」欄に記載して、「変更後本年度予算額」欄は記載しないでください。

別紙 3

年度 香美市地域営農支援事業 実施主体別計画書

事業実施主体名	
---------	--

※ 1年以内に法人化する組織は、現組織名と設立法人名（仮称）を併記してください。

事業計画・実績		年度	年度	年度	計
事業区分	機械等の名称・事業量	上段：総事業費			
		下段：市補助金			
合計					
うち今回の計画		総事業費 円	市補助金 円	自己資金 円	その他 円
集落営農連携促進等事業または集落営農活性化プロジェクト促進事業を実施できない理由					

(注) 次に掲げる資料を添付してください。

- (1) 事業の実施にかかる事業実施主体の意思決定を確認できる議事録
- (2) 地域農業戦略又は組織間連携について位置付けた地域計画（組織間連携により実施する場合）
- (3) 過去に実施した事業の一覧表（事業名、実施年度、事業実施主体名、機械等の名称及び事業量を記載したもの、集落営農組織等整理シートなど既存資料で可）（ハード事業の場合）

年度 香美市地域営農支援事業実施計画書（ハード事業）農業用機械

整理番号	事業実施予定期間		年 月～ 年 月				
経営面積	現状： ha（ 年度） 、 目標： ha（ 年度）						
事業内容	（現在の状況、事業導入の必要性、機械の利用計画及び事業実施によって期待できる効果等）						
受益地 （注2）	目標年度 令和 年	所有地・借入地 （㎡）	特定農作業受託 （㎡）	部分作業受託 （㎡）	その他（ ） （㎡）	計 （㎡）	
	農地面積	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	
	その他（ ） 面積	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	
整備計画	受益地面積に対する必要な機械		名称	(PS)	台・式		
	現在所有している機械		名称	(PS)	台・式		
	うち、当該機械を利用する組織が、所有している機械		名称	(PS)	台・式（ 年度）		
	うち、当該機械を利用する組織の構成員及び支援機関（市町村、農協）が、所有している機械		名称	(PS)	台・式（ 年度）		
	うち、処分する機械		名称	(PS)	台・式（ 年度）		
	整備する機械の耐用年数		年				
	整備する機械の保管場所		住所：				
他事業の活用状況	これまでに国・県事業を活用した整備の有無（整備計画の「現在所有している機械」）		有[事業名、事業年度、事業内容] ・無				
	国・県事業の申請・採択状況		採択 ・ 申請したが非採択 ・ 申請できる国・県事業がない その他（ ）				
			[事業名、事業年度、事業内容]				
事業実施後の管理方法	（機械の保管場所、事業実施後の維持管理その他費用負担に係る規程や関係者との合意状況等）						

（注1）導入を予定している機械ごとに別葉としてください。

（注2）受益地の欄は、現状値（事業実施年度の前年度）を上段括弧書き、目標年度における面積を下段に記載する2段書きで記入してください。

（注3）次に掲げる資料を添付してください。

- （1）規模決定根拠を確認できる資料（受益地面積が規模決定根拠の算定基準に達していない場合）
- （2）受益地等が確認できる資料（組織作成の農地台帳（任意様式で可）及び上記表のうち経営面積や受益地の増加が分かる資料（増加予定の農地面積、所有者（耕作者と異なる場合）など）
- （3）事業費、事業量、内容を確認できる複数の見積書（見積の宛名及び作成者名が適切であり、消費税額、見積書の有効期限、値引きがある場合には値引きの内容と金額が確認できるもの）
- （4）導入する機械の仕様等が確認できる資料（カタログ等）
- （5）乾燥調整全体図（乾燥調整機械を導入する場合。収穫、乾燥、糶摺などの各工程の機械の処理能力が適正であることが確認できる書類）

年度 香美市地域営農支援事業実施計画書（ハード事業）農業用施設

整理番号	事業実施予定期間		年 月～ 年 月			
経営面積	現状： ha（ 年度） 、 目標： ha（ 年度）					
事業内容	（現在の状況、事業導入の必要性、設計概要及び事業実施によって期待できる効果等）					
受益地 （注2）	目標年度 年	所有地・借入地 （㎡）	特定農作業受託 （㎡）	部分作業受託 （㎡）	その他（ ） （㎡）	計 （㎡）
	農地面積	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
	その他（ ） 面積	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
整備計画	受益地面積に対する必要機械と数量（うち当該施設内で保管・稼働する機械と数量）					
	トラクター	台・式（台・式）			台・式（台・式）	
	田植機	台・式（台・式）			台・式（台・式）	
	コンバイン	台・式（台・式）			台・式（台・式）	
	乾燥機	台・式（台・式）			台・式（台・式）	
		台・式（台・式）			台・式（台・式）	
		台・式（台・式）			台・式（台・式）	
他事業の活用状況	整備する施設の耐用年数		年			
	これまでの国・県事業を活用した整備の有無（既存の関連施設）		有[事業名、事業年度、事業内容] ・無			
	国・県事業の申請・採択状況		採択 ・ 申請したが非採択 ・ 申請できる国・県事業がない その他（ ） [事業名、事業年度、事業内容]			
事業実施後の管理方法	（事業実施後の維持管理その他費用負担に係る規程や関係者との合意状況等）					

（注1）導入を予定している機械ごとに別葉としてください。

（注2）受益地の欄は、現状値（事業実施年度の前年度）を上段括弧書き、目標年度における面積を下段に記載する2段書きで記入してください。

（注3）次に掲げる資料を添付してください。

- （1）規模決定根拠を確認できる資料
- （2）受益地等が確認できる資料（組織作成の農地台帳（任意様式で可）及び上記表のうち経営面積や受益地の増加が分かる資料（増加予定の農地面積、所有者（耕作者と異なる場合）など）
- （3）事業費、事業量、内容を確認できる複数の見積書（見積の宛名及び作成者名が適切であり、消費税額、見積書の有効期限、値引きがある場合には値引きの内容と金額が確認できるもの）
- （4）設計図（平面図、側面図、電気系統、機械の配置予定図等）
- （5）建設予定地の地図及び写真（所在地・地目・所有者を図示したもの）

年度 香美市地域営農支援事業実施計画書（ソフト事業）【ステップアップ推進】

事業実施主体			
事業内容及び事業費	<input type="checkbox"/> 先進地研修 <input type="checkbox"/> 研修会・講演会・ワークショップ等の開催 <input type="checkbox"/> 新商品開発や商談会等、その他 ※該当するものをチェック	事業目的	
		研修予定時期	年 月頃
		参集範囲	(組織名、関係機関名等)
		参加予定人数	名程度 (うち、集落営農組織等の構成員 名)
		実施場所	(所在地、施設名等)
		内容	
		借上げバス等	(借上バスを使用する場合に記入。バスの種類(大型等)を記入。) バス 台、その他()台
		講師等	(所属、住所、氏名、講師等が集落営農組織の場合はその組織名等)
事業費	円		
	【内訳】謝金 円、借上料 円、その他 円		
事業効果			

(注) 次に掲げる資料を添付してください。

- (1) 事業費、事業量、内容を確認できる複数の見積書(見積の宛名及び作成者名が適切であり、消費税額、見積書の有効期限、値引きがある場合には値引きの内容と金額が確認できるもの)
- (2) 行程表、研修先の概要がわかる資料(先進地研修の場合)
- (3) 講師及び研修内容の概要がわかる資料(研修会・講演会・ワークショップ等の開催の場合)
- (4) 商談会等の概要(新商品開発や商談会等、その他の場合)

年度 香美市地域営農支援事業実施計画書（ソフト事業）【デジタル化支援】

事業実施主体		
事業 内 容 及 び 事 業 費	事業目的	
	現状と課題	(効率化を図ろうとする栽培管理又は経営管理について記載してください)
	導入技術	(効率化を図るために導入するデジタル技術について記載してください。関連資料があれば添付してください)
	利用者	(デジタル技術利用者の役職名、氏名及び担当業務を記載してください)
	利用計画	(デジタル技術を利用する時期、場所及び内容等を記載するか、又は別途添付してください)
	その他	(特記事項があれば記載してください)
	事業費	円 【内訳】
事業効果		

(注) 次に掲げる資料を添付してください。

- (1) 事業費、事業量、内容を確認できる複数の見積書（見積の宛名及び作成者名が適切であり、消費税額、見積書の有効期限、値引きがある場合には値引きの内容と金額が確認できるもの）
- (2) 委託業務発注仕様書（案）（委託事業により実施する場合）
- (3) 製品カタログ（ソフトウェア等を導入する場合）

年度 香美市地域営農支援事業実施計画書（ソフト事業）【高収益作物導入支援】

事業実施主体		
事業内容及び事業費	事業目的	
	導入品目	(選定方法や品目の特徴、導入理由等について記載してください)
	受益地面積・筆数	a ・ 筆
	その他	(特記事項があれば記載してください)
	事業費	
		【内訳】
事業効果		(導入品目の生産量、出荷先、販売額の見込み等を記入してください)

(注) 次に掲げる資料を添付してください。

- (1) 事業費、事業量、内容を確認できる複数の見積書（見積の宛名及び作成者名が適切であり、消費税額、見積書の有効期限、値引きがある場合には値引きの内容と金額が確認できるもの）
- (2) 作型や栽培計画を確認できる資料（播種、定植、収穫等の月次計画等）
- (3) 栽培予定地の地図及び写真（所在地・地目・所有者を図示したもの）

年度 香美市地域営農支援事業実施計画書（ソフト事業）【経営管理支援】

事業実施主体		
事業内容及び事業費	事業目的	
	現在の経営管理	(組織における現在の経営管理について記載してください。関連資料があれば添付してください)
	支援対象者	(支援対象者全員の役職名、氏名、担当業務及び担当年数を記載してください)
	専門家	(専門家の所属、氏名及び資格等を記載してください。関連資料があれば添付してください)
	契約方法	(専門家との契約方法について記載してください)
	支援内容	(専門家に支援を受ける経営管理の内容について記載してください)
	支援頻度	(専門家に支援を受ける回数及び時期を記載してください。複数年予定する場合は、年数も記載してください)
	その他	
	事業費	円
	【内訳】	
事業効果		

(注) 次に掲げる資料を添付してください。

- (1) 事業費、事業量、内容を確認できる複数の見積書（見積の宛名及び作成者名が適切であり、消費税額、見積書の有効期限、値引きがある場合には値引きの内容と金額が確認できるもの）
- (2) 委託業務発注仕様書（案）（委託事業により実施する場合）
- (3) 製品カタログ（ソフトウェア等を導入する場合）

年度 香美市地域営農支援事業実施計画書（ソフト事業）【担い手育成支援】

事業実施主体		
事業内容及び事業費	事業目的	
	研修計画	(研修の対象品目、農作業等のコース、研修回数等を記入してください。)
	研修人数	
	研修生の募集方法	
	研修生	(研修生が決まっている場合は、研修生の出身地、農業経験年数等を記載してください)
	研修指導員	(役職名、氏名、営農経験年数等を記載してください)
	その他	
	事業費	円 【内訳】
事業効果	(研修後のオペレーター作業や兼業就農等についての予定を記載してください)	

(注) 次に掲げる資料を添付してください。
 ・ 研修費用の内容を確認できる見積書等

年度 香美市地域営農支援事業実施計画書（ソフト事業）【雇用確保支援】

事業実施主体	
--------	--

事業内容及び事業費	就業者（研修生）	氏名： 生年月日： 年 月 日（ 歳）
	研修実施期間	年 月 ～ 令和 年 月
	補助金申請期間	年 月 ～ 令和 年 月
	事業費（円）	
	うち市補助金（円）	
	その他（円）	

（注 1）事業の対象となる研修生が複数いる場合は「事業内容及び事業費」の表を複製して対象者ごとに作成してください。

（注 2）次に掲げる資料を添付してください。

- ・国事業（農の雇用事業、雇用就農資金、集落営農活性化プロジェクト促進事業、集落営農連携促進等事業）採択通知又は交付決定通知等の写し

誓約書兼同意書

私は、
年度 香美市地域営農支援事業費補助金の申請に当たり、香美市に対する税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、市の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について市の補助事業所管課に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

年 月 日

香美市長

様

所在地

代表者 職・氏名（自署）

年度香美市地域営農支援事業 成果目標

農業地域類型 (該当する地域にチェック)	<input type="checkbox"/> 都市的 <input type="checkbox"/> 平地 <input type="checkbox"/> 中間 <input type="checkbox"/> 山間	事業実施主体名 (組 織 名)	
-------------------------	--	--------------------	--

	項目	内容	目 標 年度末 → 年度	配 点	評 点	その他要件等		
加 点 項 目	1 農地の集積(拡大)	<input type="checkbox"/> 目標年度までに利用権設定等による経営面積(所有地、借入地及び特定農作業受託の合計)を拡大する	ha → ha	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">都市的地域又は平地農業地域 10ha以上…5点 5ha以上…4点 3ha以上…3点 1ha以上…2点 1ha未満…1点</td> <td style="width: 50%; border: none;">中間農業地域又は山間農業地域 6ha以上…5点 3ha以上…4点 2ha以上…3点 1ha以上…2点 1ha未満…1点</td> </tr> </table>	都市的地域又は平地農業地域 10ha以上…5点 5ha以上…4点 3ha以上…3点 1ha以上…2点 1ha未満…1点	中間農業地域又は山間農業地域 6ha以上…5点 3ha以上…4点 2ha以上…3点 1ha以上…2点 1ha未満…1点		<ul style="list-style-type: none"> ・ハード事業のうち規模拡大支援は必須とする(サービス事業体を除く) ・組織間連携の場合は連携組織による合計面積とする
	都市的地域又は平地農業地域 10ha以上…5点 5ha以上…4点 3ha以上…3点 1ha以上…2点 1ha未満…1点	中間農業地域又は山間農業地域 6ha以上…5点 3ha以上…4点 2ha以上…3点 1ha以上…2点 1ha未満…1点						
	2 農地の集積(現在の状況)	<input type="checkbox"/> 利用権設定等による経営面積(所有地、借入地及び特定農作業受託の合計)	ha	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">都市的地域又は平地農業地域 10ha以上…5点 5ha以上…4点 3ha以上…3点 1ha以上…2点 1ha未満…1点</td> <td style="width: 50%; border: none;">中間農業地域又は山間農業地域 6ha以上…5点 3ha以上…4点 2ha以上…3点 1ha以上…2点 1ha未満…1点</td> </tr> </table>	都市的地域又は平地農業地域 10ha以上…5点 5ha以上…4点 3ha以上…3点 1ha以上…2点 1ha未満…1点	中間農業地域又は山間農業地域 6ha以上…5点 3ha以上…4点 2ha以上…3点 1ha以上…2点 1ha未満…1点		組織間連携の場合は連携組織による合計面積とする
	都市的地域又は平地農業地域 10ha以上…5点 5ha以上…4点 3ha以上…3点 1ha以上…2点 1ha未満…1点	中間農業地域又は山間農業地域 6ha以上…5点 3ha以上…4点 2ha以上…3点 1ha以上…2点 1ha未満…1点						
	3 経営面積の維持	<input type="checkbox"/> 目標年度に向けて、利用権設定等による経営面積(所有地、借入地及び特定農作業受託の合計)を維持する	ha → ha	1 点				
4 部分作業受託の維持拡大	<input type="checkbox"/> 部分作業受託面積の維持又は拡大する	ha → ha	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">都市的地域又は平地農業地域 3ha以上…2点 3ha未満…1点 又は維持</td> <td style="width: 50%; border: none;">中間農業地域又は山間農業地域 2ha以上…2点 2ha未満…1点 又は維持</td> </tr> </table>	都市的地域又は平地農業地域 3ha以上…2点 3ha未満…1点 又は維持	中間農業地域又は山間農業地域 2ha以上…2点 2ha未満…1点 又は維持		サービス事業体が規模拡大支援を活用する場合は必須とする	
都市的地域又は平地農業地域 3ha以上…2点 3ha未満…1点 又は維持	中間農業地域又は山間農業地域 2ha以上…2点 2ha未満…1点 又は維持							
5 農作業等の省力化	<input type="checkbox"/> 目標年度までに基幹作業(耕起、代かき、田植え又は播種、収穫等)の労働時間を削減する	時間 → 時間	現状と比較した労働時間の縮減率に応じて加点 20%以上…5点 6%以上…2点 15%以上…4点 2%未満…1点 10%以上…3点		労働時間の記録と集計を行っていること			
	<input type="checkbox"/> 目標年度までに基幹作業の一部又は基幹作業以外の作業で労働時間を削減する	時間 → 時間 (作業名:)	現状と比較した労働時間の縮減率に応じて加点 20%以上…5点 6%以上…2点 15%以上…4点 2%未満…1点 10%以上…3点		労働時間の記録と集計を行っていること			

項目		内容	目 標 年度末 → 年度	配 点	評 点	その他要件等
加 点 項 目	6 人材の確保・育成	<input type="checkbox"/> 常時雇用者（年間7か月以上雇用される者）を増加する	人 → 人	2人増加・・・10点 1人増加・・・5点		常時雇用者は構成員外の者を対象とする。
		<input type="checkbox"/> 雇用就農者のキャリアアップに向けた人材育成計画を策定する	の策定	3点		申請時点において達成している場合もポイントの対象になるものとする
		<input type="checkbox"/> 構成員等のうち、34歳以下の農業機械のオペレーターを増加させる	人 → 人	5点		
		<input type="checkbox"/> 構成員等のうち、35歳以上の農業機械のオペレーターを増加させる	人 → 人	3点		
	7 事業の周年化	<input type="checkbox"/> 目標年度までに周年作業体系を確立する	の導入	5点		申請時点において達成している場合もポイントの対象になるものとする。
	8 高収益作物の導入	<input type="checkbox"/> 目標年度までに高収益作物や有機農産物の導入・拡大によりこれらに係る販売金額が増加する	の導入・拡大	高収益作物等の販売額の増加に応じて加 点 250万円以上・・・5点 100万円以上・・・2点 200万円以上・・・4点 50万円以上・・・1点 150万円以上・・・3点		
	9 加工品や直売等の導入・拡大	<input type="checkbox"/> 目標年度までに加工品や直売等の導入・拡大によりこれらに係る販売金額が増加する	の導入・拡大	加工品や直売等の販売額の増加に応じて加 点 250万円以上・・・5点 100万円以上・・・2点 200万円以上・・・4点 50万円以上・・・1点 150万円以上・・・3点		
10 加工品や直売等の維持	<input type="checkbox"/> 目標年度に向けて販売額を維持する	万円 → 万円	1点			
11 リスクへの備え	<input type="checkbox"/> 農業版 BCP を策定している、又は収入保険等への加入している	の策定・加入	1点		申請時点において達成している場合もポイントの対象になるものとする。 農業版 BCP を策定している場合は、根拠となる資料を添付。	

項目		内容	目 標 年度末 → 年度	配 点	評 点	その他要件等
加 点 項 目	12 環境への配慮	<input type="checkbox"/> 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている	の認定	2点		申請時点において達成している場合もポイントの対象になるものとする。 達成している場合は、根拠となる資料を添付。
		<input type="checkbox"/> 化学農薬や化学肥料の削減を行っている	の削減	1点		〃
	13 輸出の取組	<input type="checkbox"/> 申請時点において、既に農産物等を海外へ輸出している又は輸出事業計画の認定を受けている		1点		〃
	14 経営の高度化	<input type="checkbox"/> 目標年度までに法人化する	年 月設立	目標年度までに法人化する場合…3点 申請時点で法人化している場合…1点		申請時点において達成している場合もポイントの対象になるものとする。
		<input type="checkbox"/> 目標年度までに就業規則を策定する	の策定	1点		申請時点において達成している場合もポイントの対象になるものとする。 達成している場合は、根拠となる資料を添付。
		<input type="checkbox"/> 目標年度までに複式簿記を導入する	の導入	1点		申請時点において達成している場合もポイントの対象になるものとする。
		<input type="checkbox"/> 目標年度までにGAPを導入する	の導入	2点		〃
		<input type="checkbox"/> 経営戦略・事業戦略の策定または改定	の策定・改定	2点 改定の場合は1点		ビジョン及び行動計画があること。改定の場合は、現状の経営戦略・事業戦略を添付。
		<input type="checkbox"/> 部門別の収支計画と資金繰り表を作成して、月次で、計画と対比して実績を確認する	の実施	2点		
		<input type="checkbox"/> 部門別又は品目別で、従事者ごとに労働時間の記録と集計を行う	の実施	2点		

項目		内容	目 標 年度末 → 年度	配 点	評 点	その他要件等
加 点 項 目	15 広域連 携等	<input type="checkbox"/>	連携・合併組織等を設立して、複数の集 落営農が広域連携して本事業に取り組 む、又は他の法人や異業種と連携して本 事業に取り組む	5 点		
		<input type="checkbox"/>	他の集落営農組織等と連携して、規約等 に基づき作業連携、又は農業機械の共同 利用等に取り組む	3 点		
			他の集落営農組織等と連携して、規約等 に基づき販路連携に取り組む	3 点		
			組織又は個人との連携に向けた協議等を行 う ※既に連携している組織又は個人を除く	1 点		実施主体及び他の集落営農組 織等が参加し、新たな連携に 向けた協議内容が確認できる こと
	16 新設組 織	<input type="checkbox"/>	集落営農組織（設立 3 年以内）	5 点		
	17 新設法 人	<input type="checkbox"/>	集落営農法人（設立 5 年以内）、地域農業 法人（設立 5 年以内）	5 点		
	18 認定農 業者	<input type="checkbox"/>	農業経営基盤強化促進法に基づく、農業 経営改善計画の認定を受け、認定農業者 となっている	2 点		
19 その他	<input type="checkbox"/>	集落営農連携促進等事業（集落営農活性 化プロジェクト促進事業）において要望 調査結果が不採択となった	7 点		事業実施年度において該当す る目標達成状況報告書で確認 すること	
減 点 項 目	20 過年度 事業の目 標達成状 況	<input type="checkbox"/>	過年度に実施した地域営農支援事業につ いて、目標の達成状況（本年度報告分） が 5 割未満の事業がある	△ 2 点		事業実施年度において該当す る目標達成状況報告書で確認 すること
		<input type="checkbox"/>	令和 4 年度から令和 6 年度に実施した地 域営農支援事業について、目標年度以降 に採点した成果目標の「評点の合計÷県 補助金額×1,000 万円」が 10 点未満の事 業がある	△ 2 点		過去に実施した事業の達成状 況が提出されていること

項目		内容	目 標 年度末 → 年度	配 点	評 点	その他要件等
減 点 項 目	21 要望調 査	<input type="checkbox"/> 事業実施年の前年度に要望し実施しなかつた事業である。または、事業年度に要望をせずに実施する事業（追加募集の場合を除く）である。		△1点		
					「評点の合計」	

(注) 1 「目標」欄に、現況及び目標の年度をそれぞれ記載してください。現況は事業実施初年度の前年度末とし、目標は事業実施年度から3年目とします。
(例：令和7年度から事業実施する場合は、現況は令和6年度末で、目標が令和9年度。)

(注) 2 選択する目標項目について、「」にチェックを入れてください。

(注) 3 加点項目（19を除く）から3つ以上を選択し、目標を設定してください。

(注) 4 その他要件等において必須とする事業は、該当する項目について必ず目標を設定してください。

(注) 5 予算の範囲を越えて複数の実施計画書が提出された場合は、評点の合計が高いものから順に採択することとし、同じ点数の実施計画書があった場合は、事業区分により以下の順で採択することとします。

(ソフト事業、ハード事業のうち特別承認支援、法人設立支援、規模拡大支援（組織間連携）、組織設立支援、規模拡大支援（組織間連携を除く）、経営維持支援）

年 月 日

香美市長 様

事業実施主体名
住 所
氏 名

年度 香美市地域営農支援事業指令前着手届

香美市地域営農支援事業費補助金交付要綱第6条ただし書の規定により、別添事業について、別記条件を了承の上、指令前に着手したいので、指令前着手届を提出します。

記

1 事業内容

事業実施主体名	事業内容	総事業費	市補助金額
		円	円

2 事業期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 指令前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金の交付の決定を受けるまでの間に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金の交付の決定を受けるまでの期間は、計画変更は行わないこと。

年 月 日

香美市長 様

事業実施主体名
住 所
氏 名

年度 香美市地域営農支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け香美市指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）がありました補助金について、下記のとおり変更したいので、香美市地域営農支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

記

- 1 既交付決定額 円
変更後の申請額 円
差引き増減額 円
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 事業完了予定年月日
- 5 添付書類
 - ・経費の配分及び事業計画の概要（様式第 1 号の別紙 1）
 - ・収支予算書（様式第 1 号の別紙 2）
 - ・変更実施計画書（様式第 1 号の別紙 3 及び 3 - 1 から 3 - 8 で該当するもの）
 - ・様式第 1 号の 6 添付書類に掲げる書類のうち変更にあたって提出が必要な書類

年 月 日

香美市長 様

事業実施主体名
住 所
氏 名

年度香美市地域営農支援事業費補助金に係る被災状況報告書

年 月 日付け香美市指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）
がありました事業が施工中において下記のとおり災害を受けましたので、香美市地域営農
支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その被災状況を報告します。

記

1 被災状況

事業計画	事業区分	事業実施主体	施行箇所 又は 設置箇所	事業量	事業費 千円	補助額 千円	施行方法	災害の種類
被害内容	被災年月日		被災時の 工事進捗度		被害の程度		被害見込額 円	

2 措置

- (1) 被害後において事業実施主体でとった措置
- (2) 復旧見込額
- (3) 復旧措置等
- (4) その他

3 調査意見

（被災の原因、状況等について調査記入の上、設計の内容及び工事施行への影響を記載してください。）

4 添付書類

被災写真及び図面等各2部

令和 年 月 日

香美市長 様

事業実施主体名
住 所
氏 名

年度 香美市地域営農支援事業遂行状況報告書

年 月 日付け香美市指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）通知がありました事業について、香美市地域営農支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

年 12 月 31 日現在

事業実施主体名	事業区分	計 画			進 捗 状 況		
		事業量	事業費 円	完了予定 年 月 日	事業量	進捗率 %	完了予定 年 月 日
計							

(注) 進捗率の目安は、以下のとおりとする。

- ・ハード事業：契約済 25%、納品済 50%、事業実施主体からの実績報告があり市町村の検査前 75%、市町村検査済 100%。
- ・ソフト事業（研修等の場合）：着手済 50%、研修等実施中 50～90%、全研修等実施済 90%、市町村の全支払決済済 100%

年 月 日

香美市長 様

事業実施主体名
住 所
氏 名

年度 香美市地域営農支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け香美市指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）がありました事業を下記のとおり実施しましたので、香美市地域営農支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の成果

2 事業の実績

- ・様式第1号の別紙1（経費の配分及び事業実績の概要）
- ・様式第1号の別紙2（収支決算書）

3 事業完了年月日

4 添付書類

(1) 証拠書類

ア ハード事業

(ア) 全事業

- ・見積書、入札記録、仕様書、契約書、完成通知書、出来高設計書、納品書、請求書、振込伝票、領収書及び歳出証拠書類等の写し（該当する書類）
- ・様式第11号（地域営農支援事業に係る確認書）及び様式第12号（財産管理台帳）の写し
- ・写真（機械等の全景及び装備品について、交付要綱に基づく事業名等の標示及び機械等の型式を確認できるもの）

イ ソフト事業

(ア) 全事業

- ・見積書、仕様書、契約書、納品書、請求書、振込伝票、領収書及び歳出証拠書類の写し（該当する書類）
- ・写真（事業実施状況及び事業内容を確認できるもの）

(イ) ステップアップ推進

事業実施の成果を確認できる書類（参加者名簿、研修会資料、参加者の反応、研修内容及び今後の予定を記載した報告書等）

(ウ) デジタル化支援

事業実施の成果を確認できる書類（栽培管理又は経営管理の改善内容等）

(エ) 高収益作物導入支援

事業実施の成果を確認できる書類（導入後の受益地一覧表並びに購入物、ほ場全景及び栽培状況の写真等）

(オ) 経営管理支援

事業実施の成果の分かる書類（部門別変動損益計算書及び資金繰り表等の経営管理資料）

(カ) 担い手育成支援

事業実施の成果を確認できる書類（研修実績及び研修生の進路等に係る資料）

(キ) 雇用確保支援

国事業（農の雇用事業、雇用就農資金）の様式による研修実績が確認できる書類又は国事業（集落営農活性化プロジェクト促進事業、集落営農連携促進等事業）の実績報告書一式の写し（当該事業年度の実績）

(2) 入札参加業者の資格確認

各業者が県及び市町村における入札停止期間中でないことを確認済み

年 月 日

香美市長 様

事業実施主体名
住 所
氏 名

年度 香美市地域営農支援事業費補助金に係る消費税仕入控除額等報告書

年 月 日付け香美市指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）
がありました補助金について、香美市地域営農支援事業費補助金交付要綱第11条第3項
の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業区分

※申請に該当する事業区分についてのみ記入してください。

2 内容

1 香美市補助金等交付規則第11条の規定による補助金の額の確定額 (年 月 日付け香美市指令 第 号による補助金交付決定額)		円
2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
4 補助金返還相当額	(b)-(a)	円

(注) 事業実施主体ごとの内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

年 月 日

香美市長 様

事業実施主体名
住 所
氏 名

年度 香美市地域営農支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け香美市指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）がありました香美市地域営農支援事業費補助金について、下記により金 円を交付されたく請求します。

記

- 1 概算払請求額

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

- 2 概算払が必要な理由

- 3 添付資料
 - ・様式第 1 号の別紙 1（経費の配分及び事業計画の概要）
 - ・様式第 6 号の「4 添付書類」に準じる書類

年 月 日

香美市長 様

事業実施主体名
住 所
氏 名

年度 香美市地域営農支援事業費補助金繰越承認申請書

年 月 日付け香美市指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）がありました香美市地域営農支援事業費補助金について、下記の理由により年度内に完了することが困難になりましたので、香美市地域営農支援事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により、繰越の承認を申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 1のうち繰越を必要とする額 円
- 3 繰越理由

- 4 繰越事業完了予定年月日 年 月 日
- 5 添付書類
・繰越計算書（様式第9-2号）

繰越計算書

事業実施主体	事業内容			事業期間		総事業費	補助対象経費	経費の配分				備考
	事業区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着手 年月日	完了 予定 年月日			市		自己 資金	その他	
								本年度 支出 予定額	繰越額			
												【補助率】
												【消費税】
												【補助率】
												【消費税】
計												

- (注) 1 交付申請、変更申請時と記載内容が変わる場合は、二段書きにすることとし、上段に変更前の内容を()書き、下段に変更後の内容を記載してください。
- 2 「備考」欄は、事業区分ごとの補助率を記載してください。また、事業実施主体ごとの消費税仕入控除税額等について、これを減額した場合は減額した金額を、同税額がない場合は「該当なし」とし、同税額が明らかでない場合は「税額含」とそれぞれ記載してください。

年 月 日

香美市長 様

事業実施主体名
住 所
氏 名

年度 香美市地域営農支援事業費補助金年度終了実績報告書

年 月 日付け香美市指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）がありました香美市地域営農支援事業費補助金について、 年度の事業を完了しましたので、香美市地域営農支援事業費補助金交付要綱第13条第3項の規定により報告します。

記

- 1 事業の成果
- 2 事業の実績
 - ・様式第1号の別紙1（経費の配分及び年度内実績の概要）
 - ・様式第1号の別紙2（年度内収支決算書）
- 3 事業完了予定年月日
- 4 添付書類
 - ・様式第6号の「4 添付書類」に準じる書類

香美市長

様

地域営農支援事業に係る確認書

- 1 香美市補助金交付規則、当事業要綱の規定を遵守します。
- 2 補助金に係る書類について
財産管理台帳、実施計画書、実績報告書等関係書類・証拠書類は、耐用年数期間が満了するまで保管します。
- 3 取得した財産について
 - (1) 取得した財産については、適切に管理するとともに、補助金の交付目的に沿った効率的な運用を図ります。
 - (2) 取得した財産については、耐用年数期間内において、知事の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しません。
 - (3) 財産の管理については、
ア財産管理台帳を整備します。（写し別添）
イ施設及び機械に関する管理及び利用の規約を定めて適正な管理を行います。
ウ更新に必要な資金の積立てに努めます。
- 4 事業成果について
事業実施年度から目標年度までの間、成果目標の達成状況を報告します。

上記内容について確認しました。

年 月 日

（事業実施主体名）○○○○○○
（代表者氏名（自署））

様式第12号（第14条関係）

財 産 管 理 台 帳

		事業実施年度		年度		補助金名		香美市地域営農支援事業費補助金				事業実施主体名					
事業区分	事業内容				事業実施期間		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		概要	
	工種・構造 区分・規格等	施設箇所 又は 設置箇所	事業量	受益地面積	着手 年月日	完了 年月日	総事業費	補助対象 経費	市町村 費	自己資 金	その他	耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容		
	小 計																
	小 計																
	合 計																

(注1) 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記載してください。

(注2) 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸し付け又は担保等別に記載してください。

(注3) 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記載してください。

年 月 日

香美市長 様

事業実施主体名
住 所
氏 名

年度香美市地域営農支援事業で取得した財産の模様替え
（増築・改築・移転・更新・利用計画の変更等）の届け出について

年度香美市地域営農支援事業で取得した〇〇〇〇〇〇を下記の理由により模様替え（増築・改築・移転・更新・利用計画の変更等）したいので、届け出ます。

記

- 1 模様替え（増築・改築・移転・更新・利用計画の変更等）の理由
- 2 模様替え（増築・改築・移転・更新・利用計画の変更等）を行おうとする施設の概要
 - （1）事業名
 - （2）認定年度及び地区名
 - （3）事業実施主体
 - （4）事業区分（具体的内容）
 - （5）施設の所在地
 - （6）構造及び規模
 - （7）取得時の経費の負担区分（事業費、市町村補助金、地元負担金等）
 - （8）取得年月日
- 3 模様替え（増築・改築・移転・更新・利用計画の変更等）の概要
 - （1）事業名
 - （2）事業内容
 - （3）経費の負担区分（事業費、市町村補助金、地元負担金等）
 - （4）着工予定年月日
- 4 模様替え（増築・改築・移転・更新・利用計画の変更等）の効果
- 5 添付書類
 - （1）財産管理台帳
 - （2）施設の位置図
 - （3）模様替え（増築・改築・移転・更新・利用計画の変更等）前の施設の平面図
 - （4）模様替え（増築・改築・移転・更新・利用計画の変更等）後の施設の平面図
 - （5）施設の現況写真
 - （6）施設の利用計画及び実績
 - （7）その他（当該模様替えに係る事業実施主体の議事録等）

様式第14号（第15条関係）

年 月 日

香美市長 様

事業実施主体名
住 所
氏 名

年度 香美市地域営農支援事業目標達成状況報告書

香美市地域営農支援事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記の関係書類を添えて報告します。

記

- ・ 目標達成状況（様式第14-1号）
- ・ 目標達成に向けた改善計画（該当する場合）（様式第14-2号）

年度香美市地域営農支援事業 目標達成状況

事業実施主体		事業区分	
事業実施年度		目標年度	
機械・施設名			

1 事業実施主体の目標

項目	現況 (注1)	目標 (注1)	配点	○年度 評点	達成状況（実績）		
					1年度目 (事業実施年 度 年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (目標年 度：○年 度)
農地の集積（拡大）							
農地の集積（現状）							
経営面積の維持							
部分作業受託の維持拡大							
基幹作業の労働時間の削減							
基幹作業の一部または基幹作業以外の労働時間の削減							
常時雇用者の増加							
人材育成計画の策定							
オペレーターの増加（34歳以下）							
オペレーターの増加（35歳以上）							
事業の周年化							
高収益作物の導入							
加工品や直販等の導入拡大							
加工品や直販等の維持							
リスクへの備え（BCPの策定）							
環境負荷低減事業活動実							

施計画等の認定							
化学農薬や化学肥料の削減							
輸出の取組							
法人化							
就業規則の策定							
複式簿記の導入							
GAP の導入							
経営戦略・事業戦略の策定							
部門別収支計画・資金繰り表の作成及び確認							
品目別での労働時間の記録・集計							
連携・合併組織等の設立							
規約等に基づく作業連携又は共同利用							
規約等に基づく販路連携							
連携に向けた協議等							
新設組織（集落営農組織）							
新設法人（集落営農法人）							
認定農業者							

（注1）1の「現況」欄及び「目標」欄は、別記様式第1号の別紙4「成果目標」の「目標」欄の内容を記載してください。

2 目標達成状況に関する事業実施主体の所見（評価）

目標達成に向けた改善計画

事業実施主体名			
事業実施年度		目標年度	

1 成果目標の未達成理由

成果目標項目	目標未達成となった主な理由等

2 目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等

--

（注1）1の「目標未達成となった主な理由等」欄については、事業実施主体の成果目標の項目ごとに未達成の主な理由を記載してください。

（注2）2の「目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等」欄については、これまでの達成状況等の推移を踏まえ、具体的な改善措置の内容、目標達成の見込み及びその時期について記載してください。